

令和3年7月17日

「歯科特殊健診の進め方」

大阪歯科労働衛生コンサルタント協議会

津 田 康 博

(COH 労働衛生コンサルタント：保健衛生)

はじめに

歯科特殊健診（酸蝕症健診）は労働安全衛生法に定められた歯科医師による健診です。この健診は歯科医師の資格だけでできる健診ではありますが、私は労働衛生コンサルタント資格を取得した平成 19 年当時から、歯科と労働衛生の接点である歯科特殊健診に注目してきました。その当時は「歯科特殊健診は企業も労基署もあまり関心がない」「（歯科医師が）特殊健診と一般歯科健診の区別ができていなくて、有所見率が 30%もある」といったことを耳にしました。それまでも当然、リスクアセスメント等の化学物質管理の施策はありましたが、平成 24 年の印刷工場での職業性胆管がんの発生事例が大きな社会問題になったころから、一気に化学物質管理の重要性がさらに高まり、現在では歯科医師にも労働衛生・産業保健への高い見識が求められる時代が来ていると感じます。地区の歯科医師会にも特殊健診の問い合わせが増加傾向にあると肌で感じます。また、令和 2 年の 12 月下旬に厚生労働省から文書とパンフレットが発出され、今後その傾向が強まることが予想されます。

日本労働衛生研究協議会の矢崎武先生をはじめ長年にわたってこの問題に取り組んでおられる歯科医師の先生方がたくさんいらっしゃり、産業歯科保健マニュアルもあるなか、私のようなものが文書にさせていただくのも甚だ僭越ではありますが、「明日、医院に特殊健診の依頼が来たら？」という視点で書かせていただきました。会員の皆様の何かのお役に立てれば幸いです。

末筆にはなりますが、今まで私をご指導いただき今回こうした機会を与えていただきました大阪歯科労働衛生コンサルタント協議会の諸先生には心より感謝を申し上げます。

令和 3 年 7 月 17 日

津田康博

根拠法令

労働安全衛生法 第六十六条 3 項

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

労働安全衛生法施行令 第二十二条 3 項

法第六十六条第 3 項の政令で定める有害な業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄リンその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務とする。

労働安全衛生規則 第四十八条

事業者は、令第二十二条第 3 項の業務に従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置換えの際及び当該業務についた後六月以内ごとに一回、定期的に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

基安労発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

有害な業務における歯科医師による健康診断等の実施の徹底について

塩酸、硝酸等の歯又はその支持組織に有害な物のガス等を発散する場所における業務に常時従事する労働者については、これらのガス等に長期間ばく露されることにより歯の欠損等を起こす場合があることから、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 48 条において歯科医師による健康診断（以下「歯科健診」という。）の実施を事業者には義務づけているところである。

令和元年度に一部地域の事業場を対象として歯科健診の実施状況について自主点検を行ったところ（別添 1）、酸等の取り扱い業務のある事業場のうち歯科健診を実施したと回答した事業場は 31.5%にとどまっていた。このうち常時 50 人以上の労働者を使用する事業場において歯科健診を実施したと回答した事業場の割合が 55.6%、特に常時 50 人未満の労働者を使用する事業場（小規模事業場）では 22.5%と低い傾向が見られた。また、化学工業、窯業・土石製品製造業、非金属製品製造業において酸等の取扱い業務があると回答した事業場の割合が高い傾向が見られた。

これらの状況を踏まえ、貴局管内において、酸等の取扱い業務がある事業場に対して、リーフレット（別添 2）を活用する等により、幅広く周知・指導を行い、歯科健診及びその結果に基づく事後措置並びに歯科健診の結果報告が適切に実施されるよう遺漏なきを期されたい。

令和元年度歯科健診実施状況自主点検の結果

別添 1

■ 背景

- 塩酸、硝酸等の歯又はその支持組織に有害な物のガス等を発散する場所における業務に常時従事する労働者には、事業場の規模に関わらず歯科健診の実施が義務づけられている。【安衛則第48条】
- 一方、当該健診の実施結果については、常時使用する労働者数が50人以上の事業場にのみ報告が義務づけられているため、酸等の取扱い業務のある事業場全体の当該健康診断の実施状況は把握できていない。
- これらをふまえ、酸等の取扱い業務のある事業場において歯科健診が適切に実施されているか確認するため、一部地域の事業場において自主点検を実施することとなった。

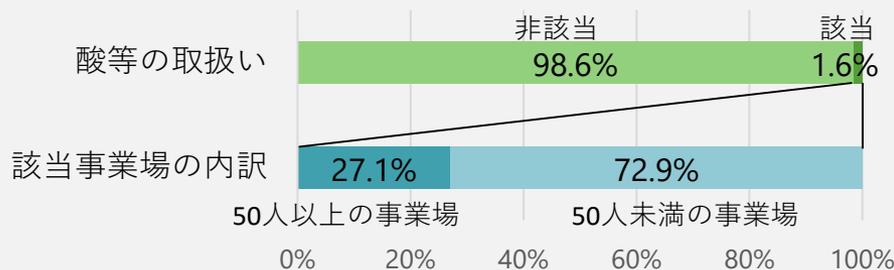
■ 方法

- 実施時期：令和2年1月24日～2月25日
- 実施対象：一部地域の101,493事業場
- 実施方法：自主点検票を郵送し、郵送もしくはWEBによる回収

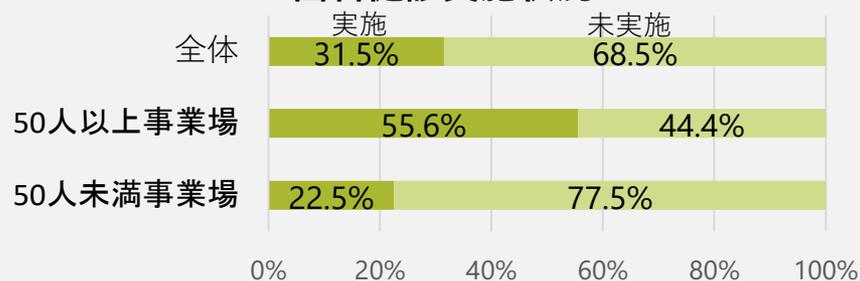
■ 結果

- 31,153事業場より回答（回答率30.7%）

事業場の内訳



酸等の取扱い事業場における 歯科健診実施状況



※なお本結果は管内における酸等の取扱い業務がある事業場に対する個別の行政指導等を行う際に参照されたい。

労働安全衛生法に基づく 歯科医師による健康診断を実施しましょう

事業者は、労働安全衛生法第66条第3項に基づき、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければなりません。

◆ 対象となる労働者

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務（対象業務※）に常時従事する労働者（安衛法施行令第22条第3項、安衛則第48条）

※ 例）メッキ工場、バッテリー製造工場等における上記の業務

◆ 実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務についた後6ヶ月以内ごとに1回（安衛則第48条）

◆ 歯科医師による健康診断実施後に事業者が取り組むこと

1. 健康診断結果の記録

健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。（安衛法第66条の3）

2. 健康診断の結果についての歯科医師からの意見聴取

健康診断の結果、所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、歯科医師の意見を聞かなければなりません。（安衛法第66条の4）

3. 健康診断実施後の措置

上記2による歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。（安衛法第66条の5）

4. 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。（安衛法第66条の6）

5. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、遅滞なく、安衛則様式第6号（定期健康診断結果報告）により健康診断の結果を、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（安衛法100条）

お問い合わせ先：都道府県労働局または労働基準監督署

所在案内：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>



化学物質管理と治療管理

安衛法の歯科特殊健診は化学物質管理である

口腔内の問題は何が原因かを確認する

作業環境管理・作業管理の重要性

職場巡視の必要性

化学物質のリスクアセスメントの必要性

(解説)

口腔内に酸蝕等の現症が発生するということは、どのような環境でどのように作業した結果であるか？を考察する。職場巡視や健診（視診、問診）を通じてばく露環境を推察し、症状がみられる場合は健診後の事後措置として事業者に意見を述べる。

c f . 治療管理（学校健診等）

口腔内を健診して、発見した悪いところを治療につなげる

→従来型のう蝕・歯周疾患の健診

依頼から健診、結果報告までのおおまかな流れ

依頼：電話、メール等で依頼が来る



打ち合わせ



職場巡視



健診の実施



報告書、請求書等の送付



健診後の事後措置

打ち合わせ

- ・ 事業所の規模、業種 ご担当者の確認
- ・ 酸取り扱い労働者数の確認
- ・ 取り扱い物質
- ・ 健診費用、支払い時期と方法
- ・ 職場巡視（写真撮影可か？）日時
- ・ 健診日時
- ・ 健診後提出書類（報告書、請求書、領収書など）

職場巡視

・依頼時か打ち合わせの時に、職場巡視を申し込みましょう。職場巡視は特殊健診の必須事項ではありませんが、下記 根拠となる指針もありますので是非とも行ってください。職場を見ないと歯科医師としての意見が書けません。

c f. 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

(改正 平成 29 年 4 月 14 日 健康診断結果措置指針公示第 9 号)

2. (3) ロ 医師等 (医師・歯科医師) に対する情報の提供

事業者は (中略) 必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、労働者に係る作業環境・労働時間・労働密度 (中略) 等に関する情報及び職場巡視の機会を提供 (中略) することが適当である。

- ・よって 特殊健診は自院で行うより相手先の職場で行うのが良いと思います。
- ・職場に「いつもと違うだれか」が入ることは、作業者が驚いたりして事故の原因になりかねません。あらかじめ朝礼などで、「今日、歯科健診担当の歯科医師による職場巡視がある」旨を、お伝えいただくようお願いしておきましょう。
- ・職場巡視に際しては、服装 (ヘルメット、作業服、作業靴等) や侵入経路など、必ず事業者の指示に従い事故の無いようにしてください。

- ・職場巡視時の写真撮影は許可を得てから。事業上の秘密がある場合は撮影不可のこともあります。歯科医師として（労働衛生コンサルタントとして）守秘義務があることを、説明しておきましょう。フラッシュ等で作業の邪魔にならないように気をつけてください。

- ・作業環境管理と作業管理の観点から、五感を駆使し、明るさ・騒音・臭いなどどのような環境で作業されているかや局所排気装置の状況・作業姿勢・作業方法・保護具の着用状況などを確認してください。

- ・使用物質によっては作業環境測定をしているもの（例 フッ化水素：特定化学物質第二類）もありますので、あれば作業環境測定結果を確認しておきます。

健診の前に

健診時間は労働時間か？

体に危険や有害な業務として法で定められている職業には特殊健康診断が必要で、その職に就いている限り、当然に実施すべきものです。

一般健康診断とは違い、特殊健康診断は業務を遂行する上で必要な健康診断で、所定労働時間内に行うことが前提です。ですから、業務時間外に行ったとしても、賃金は必要です。「所定労働時間外に特殊健康診断の実施」であれば、割増賃金を支払うと覚えておくと良いと思います。業務の遂行上、当然に必要とされるものなので、賃金も必要です。

【参考】「都道府県労働基準局長あて労働省労働基準局長通達（労働安全衛生法および同法施行令の施行について、昭和 47 年 9 月 18 日、基発第 602 号）」

巡回健診の届け出

自院以外で（事業所で）健診する場合

事前にその月分まとめて計画書を提出

事後も実施月分まとめて次の月の 10 日までに報告書提出

→当該保健所等で確認しておいてください

特殊健診準備チェックリスト

- 健診票 受診者数確認
- デジカメ 健診用 + 予備電池
- デジカメ 巡視用 + 充電確認
- リッパ
- ホワイトボード、マーカー、イライザー
- 白衣 マスク
- ペーパータオル
- グローブ
- 手指消毒 ウエルパス系
- ミラー 予備ミラー
- エクスプローラー ピンセット バット
- クリップボード
- ごみ袋
- 印鑑 筆記用具 領収書
- 労働衛生のしおり
- SPワッテ
- 携帯用ライト
- 助手謝礼
- ゴーグル、ガウン、フェイスシールド等 PPE

No. _____

歯科特殊健康診断票

労働安全衛生法施行令第22条第3項に関する歯の酸蝕症健診
健診日

事業所名			
フリガナ		男 女	生年月日
氏名			

従事年数	年	ヵ月	
作業内容			
取扱い物質			

問診

一日の作業時間	自覚症状
保護具	1 のどの異常(せき・たん)
呼吸用保護具	2 頭痛・頭重
保護メガネ	3 目の異常(痛み・涙)
保護手袋	4 鼻の異常(鼻水・鼻血)
防護衣	5 皮膚の異常(水泡・皮膚炎)
その他	6 不眠・食欲不振
(7 その他()

/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

凡例 /:np、 ×:欠損、 F:フルカバー、

歯科医師判定

歯牙酸蝕症の診断基準

所見なし

±

第1度

第2度

第3度

第4度

エナメル質表面の軽度腐食、あるいは疑問型

欠損がエナメル質内にとどまるもの

欠損が象牙質に達しているもの

欠損が歯髄または歯髄近くまで及んだもの

歯冠部が大きく(またはおよそ2/3以上)欠損したもの

歯科医師所見

診断歯科医師名

○○○○

〇〇市〇〇町〇-〇-〇

TEL&FAX 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

労働衛生コンサルタント

保健衛生(保-第〇〇〇〇号)

健診の実施

問診

- ・氏名・生年月日等誤りがないか確認
- ・従事年数、1日の作業時間、作業内容、取り扱い物質・保護具の着用状況を問診し、作業者が当該取り扱い物質にどのくらいばく露されるかを推察します。
- ・自覚症状の有無 業務上の化学物質ばく露による自覚症状なのですが、区別のつかないことも多いので、できる限り聞き取っておき記録しておきます。

視診

実際、口腔内を診察します。添付の健診票の凡例に従って記入し、診断・所見を書きます。

写真撮影

写真撮影は経年的な変化を見るのに役立ちますので、写真撮影して保存しておきます。フラッシュのハレーションにより見にくい場合がありますので、フラッシュのある場合、ない場合の両方で撮影しています。

健診後

- ・報告書、請求書の送付 必要に応じて歯科医師としての意見を記入。
- ・必要に応じて事後措置（配置転換、労働時間の短縮）を意見します。

報告

事業者は健康診断の結果をうけて、「健康診断個人票」を作成し「歯科医師による診断結果」欄、「歯科医師の意見」欄に記入します。

半年ごとに継続

継続して管理

前回との比較

自覚症状の変化

歯の酸蝕症特殊健康診断結果報告書

平成●●年●●月●●日実施

(株)●● ●●工場
労働衛生御担当者 様

以下の通り今回の歯牙酸蝕症特殊健康診断の結果を御報告申し上げます。

診断結果

被験者名	従事する作業	取扱い物質	従事年数	診断結果
●● ●●	酸洗い	希硝酸	5年	異常なし
●● ●●	酸洗い	希硝酸	1年	異常なし
●● ●●	酸洗い	希硝酸	7年6か月	異常なし
●● ●●	酸洗い	希硝酸	0年3か月	異常なし

(歯科医師所見)

今回実施の健診では貴社社員 4 名に関しましては、歯牙および口腔粘膜に取扱い酸に起因する異常は認められませんでした。また、問診にて呼吸器・眼等の自覚症状の無いことも確認しております。

希硝酸は吸入すると呼吸器に障害、接触により皮膚の薬傷・眼の損傷を起し、長期または反復ばく露で歯に障害を起こす有害性を有しています。

今回の健診では異常は認められませんが、現在の作業環境等を維持されさらなる労働衛生の向上に努められますようお願い致します。

診断歯科医師名

○○○○

〒○○○-○○○

○○○市○○○町○-○-○

○○歯科医院

TEL & FAX ○○○-○○○○-○○○○

労働衛生コンサルタント

保健衛生 (保-第○○○○号)

健康診断個人票

氏名			生年月日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日
			性別	男 ・ 女		
健診年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
他の法定特殊健康診断の名称						
業務歴						
既往歴						
自覚症状						
他覚症状						
身長 (cm)						
体重 (kg)						
BMI						
腹囲 (cm)						
視力	右	()	()	()	()	()
	左	()	()	()	()	()
聴力	右 1000Hz	1 所見なし 2 所見あり				
	4000Hz	1 所見なし 2 所見あり				
	左 1000Hz	1 所見なし 2 所見あり				
	4000Hz	1 所見なし 2 所見あり				
	検査方法	1 オーディオ 2 その他				
胸部エックス線検査	直接 間接	撮影 年 月 日				
	フィルム番号	No.	No.	No.	No.	No.
喀痰検査						
血圧 (mmHg)						
貧血検査	血色素量 (g/dl)					
	赤血球数 (万/mm ³)					
肝機能検査	GOT (IU/L)					
	GPT (IU/L)					
	γ-GTP (IU/L)					
血中脂質検査	LDLコレステロール (mg/dl)					
	HDLコレステロール (mg/dl)					
	トリグリセライド (mg/dl)					
血糖検査 (mg/dl)						
尿検査	糖	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++
	蛋白	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++
心電図検査						

健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
そ の 他 の 法 定 検 査					
そ の 他 の 検 査					
医 師 の 診 断					
健康診断を実施した医師の氏名 ㊤					
医 師 の 意 見					
意見を述べた医師の氏名 ㊤					
歯科医師による健康診断					
歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名 ㊤					
歯 科 医 師 の 意 見					
意見を述べた歯科医師の氏名 ㊤					
備 考					

備 考

- 労働安全衛生規則第44条、第45条若しくは第46条から第48条までの健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断（雇入時の健康診断を除く。）又は同法第66条の2の健康診断を行ったときに用いること。
- 「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになっている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。
（ 1. 有機溶剤 2. 鉛 3. 四アルキル鉛 4. 特定化学物質 5. 高気圧作業 6. 電離放射線 7. 石綿 8. じん肺 ）
- BMIは次の算式により算出すること。 BMI＝体重(kg)÷(身長(m)×身長(m))
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- 「聴力」の欄の検査方法については、オージオメーターによる場合は1に、オージオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第5項の規程により医師が適当と認める方法により行った聴力の検査については、1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1,000ヘルツの所に記入すること。
- 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働局長の指示を受けて行った健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条健康診断を実施した場合に記入すること。
- 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。